

目標3：誰もが安心して住み続けられる住まいの確保

(1) 高齢者にやさしい住まいの確保

◆高齢者世帯への居住支援

高齢者が良質で防災上にも優れた住宅に転居する場合の家賃等の助成や、民間賃貸住宅への入居が困難な場合の入居先支援等を行います。

また、高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活していけるように、住宅の改修に係わる支援策等を推進していきます。

●養護老人ホーム建設費の助成

社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図ります。

●区立特別養護老人ホーム経営支援の助成

区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が厳しくなっています。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成します。

●認知症グループホーム等施設の整備

区内に居住する認知症の方とその家族の生活を支援するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護等を新たに整備する際の費用の一部を補助し、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援します。

●高齡者住み替え家賃等の助成

良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齡者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齡者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成します。

●高齡者民間住宅入居の支援

民間賃貸住宅への入居が難しい高齡者世帯を対象に、荒川区と協定を結んでいる保証会社と協力して賃貸住宅への入居を支援します。

また、保証人が立てられず、債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成するとともに、物件探しの支援も行います。

●高齡者住宅契約貸主への助成

高齡者世帯の民間賃貸住宅への入居を支援するため、高齡者世帯と新たに賃貸借契約を結んだ貸主が借主の万が一に備えて、補償保険（残存家財の片付け費用、葬祭費等を補償する保険）に加入した場合に、その保険料を補助します。

●高齡者住宅改修の給付

介護保険対象外となった高齡者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齡者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齡者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図ります。

●介護保険制度における住宅改修費の保険給付

居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ります。

●住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報の提供

東京都は改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始しました。区は、登録住宅の情報等について、東京都と連携して住宅確保要配慮者に情報を提供します。

●生活保護制度に基づく住宅扶助の支給

生活保護制度の基本原則に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給します。

●居住支援協議会の設置の検討

住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するために、区の関連部署、不動産関係団体、社会福祉法人やNPO等の居住支援団体等により組織される居住支援協議会の設立へ向けて、専門家を交えて検討してまいります。

(2) 障がい者が安心できる住まいの確保

◆障がい者世帯への居住支援

障がい者世帯の住環境の改善と居住の安定を図るため、障がい者が安心して入居できるグループホーム等の建設助成や運営支援を推進していきます。

●障がい者グループホーム費の支給

グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を

行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の地域社会における自立した生活の促進を図ります。

●障がい者グループホーム等施設の整備

区内に居住する障がい者の地域生活を支援するため、障がい者グループホーム等を新たに建設する費用の一部を補助し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保します。

●重度障がい者グループホームの運営支援

区内の重度障がい者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備します。

●重度身体障がい者グループホームの運営支援

重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援します。

●親なき後の支援

世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホームを充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプラン事業を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにします。

- 住宅設備の改善給付

在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援します。

- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報の提供

再掲（⇒P70 参照）

- 生活保護制度に基づく住宅扶助の支給

再掲（⇒P70 参照）

- 居住支援協議会の設置の検討

再掲（⇒P70 参照）

（3）ひとり親世帯の自立に向けた居住支援

◆ひとり親世帯の居住支援

ひとり親の子育て世帯の経済的自立を目的とした資金の貸付や、それぞれの家庭にあった支援や情報提供、家庭相談を行い、関係する機関と連携しながら総合的な支援を行います。

- 母子生活支援施設への措置

生活や住居、養育状況に問題を抱えた母子を区内の母子生活支援施設に措置し、自立に向けた支援を行います。

●ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居の支援

保証人が見つからないなど、区内の民間住宅への転居に困っているひとり親世帯に対し、保証委託料を補助し、住宅確保の支援を行います。

●母子及び父子福祉資金の貸付

配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付けます。

●ひとり親の相談・支援

母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応し支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図ります。

●住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報の提供

再掲（⇒P70参照）

●生活保護制度に基づく住宅扶助の支給

再掲（⇒P70参照）

●居住支援協議会の設置の検討

再掲（⇒P70参照）